

## 取引所取引専門部会第二次報告書（骨子）

平成29年4月20日  
取引所取引専門部会

### 1. はじめに

#### （1）「取引所取引専門部会」の再開の目的

- 平成18年9月に「取引所取引専門部会」において、取引所市場における売買及びその清算・決済について、有事の際にも可能な限り継続できる体制の構築並びに一時的に継続が困難となった場合に可能な限り早期に再開できる体制の構築及び関連情報の集約・還元・提供を図る体制の構築に関する必要な事項の検討を行い、同年9月29日に報告書を公表。
- その後10年が経過し、その間、平成23年3月に東日本大震災の発生、政府における首都直下地震等の広域災害の被災想定の見直しがあり、取引所取引におけるテクノロジーの進化、取引参加者のシェア構造の変化など市場環境を巡る大きな環境変化があった。これらを踏まえ、あらためて取引所市場におけるBCPの見直しを図ることが妥当であるとの考えのもと、休止中であった当該専門部会を再開することとした。

#### （2）取引所取引専門部会分科会の設置について

- 幅広い意見募集を目的として、取引所取引専門部会のもとに「取引所取引専門部会分科会（以下、分科会）」を設置した。
- 分科会では、当専門部会委員である取引所及び証券会社のほか、投資者を委員として加え、日本取引所グループ（東京証券取引所（以下、東証）、大阪取引所（以下、OSE））のBCP/コンティンジェンシー・プランをモデルケースとして議論を行い、上場会社から意見募集を行いながら、その結果を本報告書に反映させた。

#### （3）協議内容

以下の2点を検討項目として協議を行った。

- ① 取引所におけるBCPの現状と課題
- ② 取引所におけるBCPの課題に対する対応策

### 2. 取引所におけるBCPの現状と課題の確認

内閣府中央防災会議から首都直下地震の被災想定の報告（平成25年12月）及び南海トラフ地震発生時の被災想定の報告（平成26年3月）がなされ、その被災想定の厳しさ、インフラ機関の社会的責任の増大を背景に、取引所におけるBCPに対して以下の懸念及び課題が挙げられた。

#### （1）日本取引所グループのバックアップ態勢

- バックアップ態勢の現状

##### （首都直下地震発生時）

- －市場管理等業務拠点について、東京（兜町）の現物業務オフィスが被災した場合、現行要員は関東近郊のバックアップオフィスに駆けつけ、業務を実施する。

－システムオペレーション拠点について、首都圏のシステムオペレーション拠点が被災した場合、現行要員は関東近郊のバックアップオペレーション拠点に駆けつけ、業務を実施する。

－データセンター拠点について、首都圏のメインデータセンターが被災した場合、関東近郊のバックアップデータセンターへの切替えを行い、システムサービスを継続する。

#### (南海トラフ地震発生時)

－市場管理等業務拠点について、大阪（北浜）のデリバティブ業務オフィスが被災した場合、現行要員は大阪市内のバックアップオフィスに駆けつけ、業務を実施する。

－首都圏のシステムオペレーション拠点が利用不能となることは想定していないが、万一利用不能となった場合には、現行要員は関東近郊のバックアップオペレーション拠点に移動し、業務を実施する。

－首都圏のメインデータセンターが利用不能となることは想定していないが、万一利用不能となった場合には、関東近郊のバックアップデータセンターへの切替えを行い、システムサービスを継続する。

#### ○バックアップ態勢の懸念点

#### (首都直下地震発生時)

－市場管理等業務拠点周辺及び関東近郊バックアップオフィス周辺について、被災による交通機関停止のおそれがあり、また徒歩などでの移動は危険が伴うことから、兜町の現物業務オフィスから関東近郊のバックアップオフィスへ、現行要員の駆けつけが難しい。

－市場管理等業務拠点と同様にシステムオペレーション拠点についても、首都圏のシステムオペレーション拠点が被災した場合、関東近郊のバックアップオペレーション拠点へ、現行要員の駆けつけが難しい。

－データセンター拠点については、首都圏のメインデータセンターと関東近郊のバックアップデータセンターの物理的な同時被災は想定されないものの、社会インフラ被災による電力供給不足のおそれがある。

#### (南海トラフ地震発生時)

－市場管理等業務拠点について、電力・通信等の社会インフラ被災により、北浜のデリバティブ業務オフィス及び大阪市内のバックアップオフィスの両方について、利用不能となるおそれがある。

#### ○現状のバックアップ態勢に係る課題

#### (首都直下地震発生時)

－市場管理等業務拠点及びシステムオペレーション拠点について、首都直下地震発生時においても現行要員の駆けつけ困難懸念のないバックアップ態勢の整備。

－首都直下地震発生時に、電力供給不足のおそれがない、リスクの異なる遠隔地域でのバックアップデータセンターの整備。

#### (南海トラフ地震発生時)

－市場管理等業務拠点について、南海トラフ地震発生時においてもデリバティブ業務の継続が可能となるようなバックアップ態勢の整備。

## (2) コンティンジェンシー・プラン

### ○コンティンジェンシー・プランの現状

現物市場を運営する各取引所では取引機会の確保と価格形成のバランスの観点を踏まえてコンティンジェンシー・プランを策定しており、売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には全銘柄を売買停止することとしているほか、東証市場では、売買システム又は相場報道システムの障害等により売買継続が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の概ね2割超となった場合は全銘柄を売買停止することとしている。

### ○コンティンジェンシー・プランの懸念点

平成18年に取引所取引専門部会でコンティンジェンシー・プランを検証した際と比べると、市場を取り巻く環境は変化している。

－第一に、参加者シェアの変化が挙げられる。取引参加者のシェアは上位参加者への集中が高まり、現在、東証市場では上位2社の合計売買代金シェアが2割を超えていたため、仮に上位2社が同時に売買に参加できない状況になった場合には売買停止発動基準に該当する。

－第二に、社会的要請の高まりが挙げられる。東日本大震災以降、政府の各種会議でも社会インフラのBCPが強く意識され、証券市場を含む金融サービス等の機能停止による影響が指摘されている。証券市場に対して求められる業務継続要件は高まっていると考えられる。

これらの環境変化を受け、取引機会の確保と価格形成のバランスのあり方の再考も課題として認識された。

### ○コンティンジェンシー・プランに係る課題

－取引機会の確保と価格形成のバランスについてどのように考えるか、売買に参加できない取引参加者も考慮することが課題となった。

－また、東証市場では、現行の基準では2割の取引参加者基準のほか、売買システム又は相場報道システムの障害等により売買継続が困難な銘柄の時価総額合計が2割超となった場合に、取引が可能である他の銘柄も含めて、全銘柄の売買を停止することとなっているが、その適否について再検討すべき課題として認識された。

－現行の東証のコンティンジェンシー・プランでは、売買に参加できない取引参加者のシェアについて「概ね2割超」となっているが、被災状況・障害内容によっては基準に達しない場合にも売買を停止すべき状況も想定されるため、基準の柔軟性の要否が課題として認識された。

## 3. 取引所におけるBCPの課題に対する対応策

分科会において、上述の課題について日本取引所グループから対応策案が提示され、各委員の意見を踏まえ以下の通り対応策を整理した。なお、その他の取引所における対応策については、今後、各取引所の実態に応じて検討されることが期待される。

## (1) 日本取引所グループのバックアップオフィス等の態勢強化

- 市場管理等業務拠点について、広域災害時には兜町オフィスと北浜オフィスを相互バックアップとすることで態勢を強化する対応策が示された。各委員の意見を踏まえ、広域災害時の業務遂行方法は他の証券インフラ機関等とも連携のうえで詳細を整理することが適切とされた。
- システムオペレーション拠点について、北浜にバックアップオペレーション拠点を整備し、リモートオペレーションを実現する対応策が示された。
- バックアップデータセンターについて、大規模災害時に（社会インフラ被災を含め）メインデータセンターと同時被災することが想定されない遠隔地域に移転する対応策が示された。また、バックアップデータセンターの移転に合わせ、ネットワークを当該バックアップデータセンターまで延伸すると共に、バックアップデータセンターの近辺に新規アクセスポイントを構築する対応案が示された。これらの対応策については、各委員の意見を踏まえ、取引参加者をはじめ情報ベンダー等の市場関係者に対して、要件及び構築スケジュール等を十分に周知して進めることが適切とされたほか、遠隔地のアクセスポイントに対応できない取引参加者への考慮が必要との各委員の意見に対して、新規アクセスポイントに接続しない場合でも既存のアクセスポイントから遠隔地のバックアップデータセンターへのアクセスを可能とすることが確認された。

## （2）コンティンジェンシー・プラン発動基準の見直し

- 東証市場における売買代金シェアによる売買停止発動基準の見直し及び考え方
  - －現在は売買に参加できない取引参加者の売買代金シェアが2割を超えると売買停止している基準の見直しについて、取引機会の確保と価格形成のバランスの観点から協議を行った。
  - －取引参加者シェアの実態（平成28年12月実績で上位2社で2割・上位6社で5割超）を踏まえると2割で売買停止してしまうことは取引機会確保の観点から悪影響が大きいことや、我が国のメインマーケットとして災害時に市場継続のメッセージを出す意義は大きいといった各委員の意見から、現在2割としている基準を、取引シェア過半を確保できる売買代金シェア「5割」に引き上げ、可能な限り売買を継続するよう基準を見直す。
  - －また、上記定量的な基準の見直しに加え、基準に達しているか否かだけで画一的に売買停止を判断するのではなく、「5割」を目指しつつ被災状況や社会的要請を踏まえ、取引機会の確保と価格形成のバランスの観点から総合的に判断することをコンティンジェンシー・プラン上も明確化することが適切とされた。

- 東証市場における時価総額による売買停止発動基準の見直し及び考え方
  - －各委員からは、一部銘柄が取引不可となった場合、インデックス運用や裁定取引に影響が出る可能性はあるが、それを回避するために市場全体で売買停止とすることは、より多くの投資者の取引機会を奪うため望ましくなく、またインデックス運用者にとっても、資金回収時の現物売却の必要性などから取引を継続したほうがメリットが大きいとの意

見や、一部銘柄が売買停止となっている状況を速やかに取引参加者や投資者へ周知することが重要であるとしても、そのために市場全体を売買停止する必要性には乏しいのではないかとの意見が出された。ただし、東証市場の大半の銘柄が売買できないような場合には、売買可能な銘柄に対して、現金化を必要とする投資者からの売り注文が集中し、価格形成を歪ませるおそれもある点について留意すべきであるとの意見も出された。

－上記のように取引できない銘柄の時価総額だけでは、他の取引可能な銘柄の取引を停止する根拠として不十分なため、各委員の意見を踏まえ、取引可能な銘柄の取引は継続することを原則とし、時価総額に関する基準を廃止することが適切とされた。また、実際に一部の銘柄の売買が困難な事態が発生した場合にはすみやかに状況を周知することが適切とされた。

#### ○O S E 市場における取引シェア等による取引停止発動基準の見直し及び考え方

－O S E 市場における現在のコンティンジェンシー・プランは、取引に参加できない取引参加者の過去の取引シェア（概ね「2割」超）、参加できない取引参加者数及び障害発生状況等を総合的に勘案し取引を停止することとしているが、その見直しの要否及び考え方について協議を行った。

－O S E の開設するデリバティブ市場については、取引機会の確保と価格形成のバランスにおいて、取引機会の確保をより重視し、可能な限り取引を継続することが適切とされた。これを踏まえ、現在概ね「2割」としている取引シェアの目途を東証同様の「5割」に引き上げること、取引シェアのみならず、被災状況やシステム障害の内容、取引に参加できない取引参加者等の数及び属性、商品毎の性質、金融市場全体の状況等を総合的に勘案して取引停止を判断することが適切とされた。

#### 4. おわりに

今回の取引所取引専門部会及び分科会のB C P の見直し検討では、主として日本取引所グループの取組みについて議論してきた。一方で、証券界が金融インフラを支える重要な要素であることに鑑みると、全取引所のレジリエンシー（耐久性・復旧力）向上が必要である。したがって、取引所取引全体について、今回の議論を踏まえ、引き続きその役割や業務停止したときの影響を検証し、更なるB C P /コンティンジェンシー・プランの改善をはかっていくことが重要である。

また、今後も被災想定の見直しや市場を取り巻く環境の変化、社会的要請を踏まえ、中長期的視野をもって継続的に議論を行い、対応策を講じていくことが肝要である。

以 上